

4 避難実施要領

避難実施要領に定めるべき項目や策定の際の留意事項について、市町国民保護計画作成の際の基準として定める。

(1) 避難実施要領の策定

市町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

< 避難実施要領に定める事項 >

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ 避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(例：A市A1地区1-2、1-3の住民は「A1町内会」、A市A2地区1-1の住民は各ビル事業所及び「A2町内会」を避難の単位とする)

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

(例：避難先：B市B1地区2-3にあるB市立B1高校体育館)

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(例：集合場所：A市A1地区2-1のA市立A1小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要配慮者については自動車等の使用を可とする。)

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(例：バスの発車時刻：〇月〇日15:20、15:40、16:00)

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例：集合に当たっては、高齢者、障害者等の要配慮者の所在を確認して避難を

促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。)

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例：集合後は、〇〇鉄道〇〇線AA駅より、〇月〇日の15：30より10分間隔で運行するB市B1駅行きの電車で避難を行う。B市B1駅に到着後は、B市及びA市職員の誘導に従って、徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。)

⑦ 市町職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例：誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。)

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

(例：避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。)

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・飲料水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるように、それら支援内容を記載する。

(例：避難誘導要員は、〇月〇日18：00に避難住民に対して、食料・飲料水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

(例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。)

なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。)

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(例：緊急連絡先：A市対策本部 TEL 0××-×52-××53 担当 ○○○○)

【避難実施要領のイメージ】

避難実施要領（案）

広島県A市長

〇月〇日〇時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

A市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) A市のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

○ 避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

バスの場合：A市A1地区の住民は、A市立A1小学校グラウンドに集合する。その際、〇日〇時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、〇〇バス会社の用意したバスにより、国道〇〇号線を利用して、B市立B1高校体育館に避難する。

鉄道の場合：A市A1地区の住民は、〇〇鉄道△△線AA駅前広場に集合する。その際〇日〇時〇分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道〇〇号線又はAA通りを使用すること。

集合後は、〇日〇時〇分発B市B1駅行きの電車で避難する。B市B1駅到着後は、B市職員及びA市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。

船舶の場合：A市1地区の住民は、A市A港に、〇日〇時〇分を目途に集合する。その際、〇日〇時〇分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、〇日〇時〇分発B市B1港行きの、〇〇汽船が所有するフェリー〇〇号に乗船する。

・・・以下略・・・

- (2) A市A2地区の住民は、B市B2地区にあるB市立B2中学校を避難先として、〇日〇時〇分を目途に住民の避難を開始する。

・・・以下略・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・市対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・飲料水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、障害者、高齢者、乳幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

A市対策本部 担当 ○○○○

T E L 0××-52×-××51 (内線 ××××)

F A X 0××-52×-××52

・・・以下略・・・

5 避難所等における安全確保等

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺(海上を含む。)におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図る。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。

警察署等においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

第5章 避難住民等の救援

知事は、避難先地域において、避難住民や武力攻撃災害による被災者（以下、「避難住民等」という。）の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

（１）救援の実施

知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

なお、知事は、国の対策本部長による救援の指示が政令指定都市である広島市に係る指示である場合は、直ちに、当該指示について、広島市長に対して通知する。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の搜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の搜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（２）広島市による救援の実施に係る調整

知事は、政令指定都市である広島市が県と同様の立場で救援を行うことにかんがみ、救援の円滑な実施のため、広島市長と事前に活動内容についての調整を行い、緊密に連携して救援を行う。

（３）市町による救援の実施（広島市を除く。）に係る調整

知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、国民保護法施行令で定めるところにより、その権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町長が行うことができることとし、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町長と緊密に連携して救援を行うとともに、市町長が当該役割に沿って迅速かつ的確に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示する。

救援の実施に関する事務の一部を市町長が行うこととした場合において、知事は、市町長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市町長へ通知する。

2 関係機関との連携

(1) 国への要請等

知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

(2) 他の都道府県知事に対する応援の求め

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求める。この場合において、応援を求める都道府県との間にあらかじめ締結された相互応援協定等があるときは、当該協定等の定める活動の調整や手続に基づき行う。

(3) 市町との連携

1 (3) において市町が行うこととされている救援の実施に関する事務以外の事務について、市町長は知事の行う救援を補助することとされていることから、市町と密接に連携する。

(4) 日本赤十字社との連携

知事は、救援の措置のうち必要とされる措置またはその応援について、日本赤十字社に委託することができる。この場合には、災害救助法における実務に準じた手続により行う。

(5) 緊急物資の運送の求め等

知事が運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第3編第4章第2の3の(8)に準じて行う。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関による緊急物資の運送

指定公共機関及び指定地方公共機関による緊急物資の運送については、第3編第4章第2の3の(9)に準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準

知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。

知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

(2) 救援に関する基礎資料

知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

(3) 救援の内容

知事は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行うとともに、高齢者、障害者、乳幼児その他の救援の実施に際し救護を要する者に対しても、適切に救援を実施できるよう、十分配慮する。

① 収容施設の供与

避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、避難施設その他の適切な場所に避難所を開設し、適切な管理運営を行う。避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体の長に対して協力を求める。また、避難住民等の健康状態を十分把握し、必要に応じ、救護所等を設ける。

応急仮設住宅等を建設する必要があるときは、必要な箇所を迅速に把握し、速やかに建設する。建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、国に資機材の調達について支援を求める。

その他、次の点に留意する。

- ・ 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
- ・ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- ・ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- ・ 高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
- ・ 老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- ・ 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）
- ・ 提供対象人数及び世帯数の把握

② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

- ・ 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
- ・ 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請
- ・ 提供対象人数及び世帯数の把握
- ・ 引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

③ 医療の提供及び助産

大規模な武力攻撃災害により、多数の傷病者が発生している場合や既存の病院等が破壊され避難住民等に十分な医療が提供できない場合等に、必要に応じ、臨時の医療施設を開設するとともに、救護班（医師、看護師、助産師等で構成する救護班）を編成し派遣する。

知事は、市町の要請があった場合又は避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、中国四国厚生局、日本赤十字社広島県支部、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、各関係機関との連絡調整を図る。

その他、次の点に留意する。

- ・ 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
- ・ 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
- ・ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- ・ 避難住民等の健康状態の把握
- ・ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
- ・ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- ・ 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
- ・ 臨時の医療施設における応急医療体制の確保
- ・ 避難住民等のメンタルヘルス対策のための相談、支援体制の整備

④ 被災者の捜索及び救出

- ・ 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携
- ・ 被災情報、安否情報等の情報収集への協力

⑤ 埋葬及び火葬

- ・ 墓地、納骨堂及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬、焼骨の埋蔵可能数、納骨堂の焼骨の収蔵可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
- ・ 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
- ・ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
- ・ あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考）
- ・ 県警察及び海上保安庁等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
- ・ 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）

⑥ 電話その他の通信設備の提供

- ・ 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
- ・ 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整

- ・ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
- ・ 聴覚障害者等への対応

⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

- ・ 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）
- ・ 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
- ・ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- ・ 応急修理の相談窓口の設置

⑧ 学用品の給与

- ・ 児童生徒の被災状況の収集
- ・ 不足する学用品の把握
- ・ 学用品の給与体制の確保

⑨ 死体の捜索及び処理

- ・ 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携
- ・ 被災情報、安否情報の確認
- ・ 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
- ・ 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
- ・ 死体の一時保管場所の確保

⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- ・ 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
- ・ 障害物の除去の施工者との調整
- ・ 障害物の除去の実施時期
- ・ 障害物の除去に関する相談窓口の設置

4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

知事は、医療活動の実施において、県立の医療機関において医療活動を行うほか、県内の民間医療機関に対し、医療活動への協力を要請するよう努める。また、必要に応じ、国及び指定公共機関に被災地・避難先地域以外の医療施設における広域的な後方医療活動を依頼する。さらに、必要に応じ、防衛大臣に対し患者の搬送について要請する。

核攻撃等又は生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

① 核攻撃等の場合の医療活動

- ・ 医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施
- ・ 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）や汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

② 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ・ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置）
- ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

③ 化学剤による攻撃の場合の医療活動

- ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

5 救援の際の物資の売渡し要請等

（１）救援の際の物資の売渡し要請等

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずることができる。この場合において、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ次の措置を講ずることに留意する。

- ・ 救援の実施に必要な医薬品等の物資であつて、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（特定物資）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請
- ・ 前記の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用
- ・ 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令
- ・ 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）
- ・ 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査
- ・ 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査
- ・ 医療の要請及び指示

また、国民保護法第８１条第２項、第３項及び第４項（同条第１項に係る部分を除く。）の規定に該当する場合は、同法第８３条の規定に基づき、公用令書を交付する。

なお、知事は、特定物資の売渡し要請、収用、保管命令を、指定行政機関の長等に対し要請することができる。

(2) 医療の要請等に従事する者の安全確保

県は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

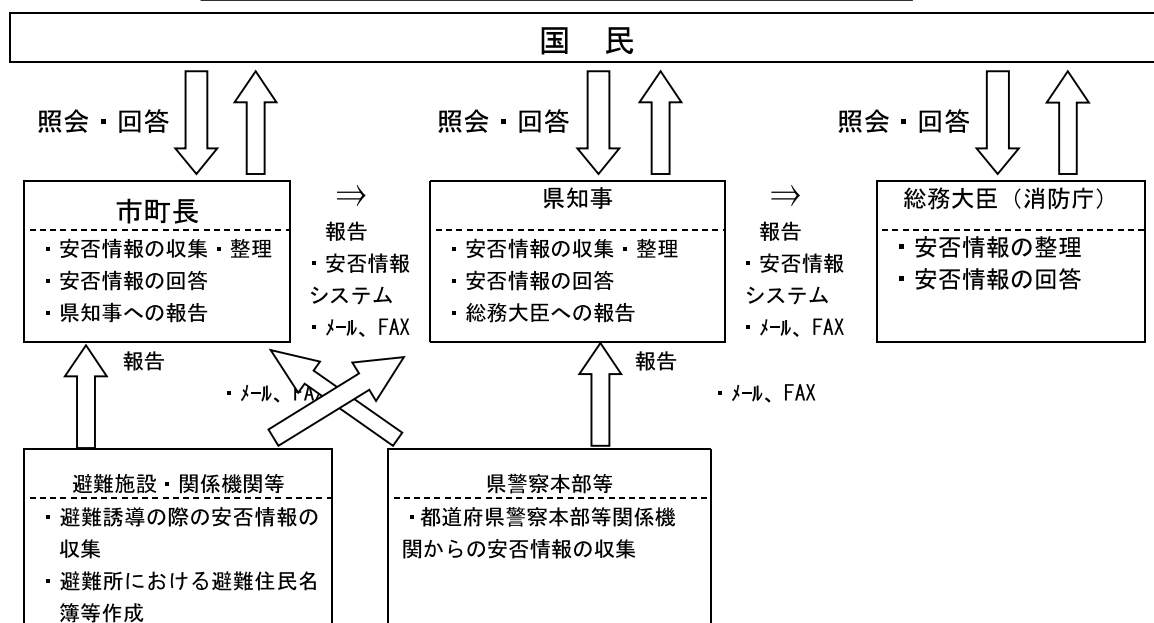
6 広島市による救援の実施

政令指定都市である広島市の救援は、国民保護法第184条の規定に基づき、広島市が行うこととされている。

第6章 安否情報の収集・提供

安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報収集・整理・提供の流れ



収 集 項 目	1 避難住民及び負傷した住民
	① 氏名
	② フリガナ
	③ 出生の年月日
	④ 男女の別
	⑤ 住所（郵便番号を含む。）
	⑥ 国籍（ただし、報告は日本国籍を有しない者に限る。）
	⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
	⑧ 負傷（疾病）の該当
	⑨ 負傷又は疾病の状況
	⑩ 現在の居所
	⑪ 連絡先その他必要情報
	⑫ 親族・同居者への回答の希望
	⑬ 知人への回答の希望
	⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
	2 死亡した住民
	（上記①～⑦に加えて）
	⑧ 死亡の日時、場所及び状況
	⑨ 遺体が安置されている場所
	⑩ 連絡先その他必要情報
	⑪ 親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

安否情報は基本的に市町が収集することとされているが、県は、必要に応じて、県が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより、自ら安否情報の収集を行う。

安否情報を収集する様式は、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式とする。

(2) 県警察の通知

県警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部に通知する。

(3) 安否情報収集の協力要請

安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(4) 安否情報の整理

県は、市町から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 総務大臣に対する報告

総務大臣への報告に当たっては、原則として、安否情報システムにより消防庁に報告し、安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メールで消防庁に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

【様式第 1 号（前掲）】

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

① 氏 名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住 所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国 籍	日 本 そ の 他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負 傷 非 該 当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備 考	

（注 1）本収集は、国民保護法第 9 4 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第 9 5 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。

また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。

さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。

また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注 4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

【様式第 2 号（前掲）】

安 否 情 報 収 集 様 式 （ 死 亡 住 民 ）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

① 氏 名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住 所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国 籍	日 本 そ の 他 （ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備 考	

（注 1）本収集は、国民保護法第 9 4 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法 9 5 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。

また、国民保護上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。

さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する 場合があります。

（注 2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。

また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注 4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪ の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続 柄	

（注 5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安 否 情 報 報 告 書

報告日時： 年 月 日 時 分

市 町 名： 担当者名：

【様式第3号（前掲）】

①氏名	②フリガナ	③出生 の年月 日	④ 男女 の別	⑤住 所	⑥ 国籍	⑦その他個人 を識別するた めの情報	⑧負傷 (疾病)の 該当	⑨負傷又は 疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その 他必要情報	⑫親族・同 居者への 回答の希 望	⑬知人へ の回答の 希望	⑭親族・同居者・ 知人以外の者へ の回答又は公表 の同意	備考

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 - ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。
この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 安否情報の照会窓口について、県対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として県対策本部に設置する対応窓口で、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

【様式第4号】

安 否 情 報 照 会 書

		年 月 日
総務大臣 (県知事) 殿 (市町長)		
申 請 者 住所 (居所) 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照 会 を す る 理 由 (○を付けてください。 ③の場合、理由を記入願います。)		①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人(友人、職場関係者又は近隣住民)であるため。 ③その他 ()
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
その他個人を識別するための情報		
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。

3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

4 ※印の欄には記入しないで下さい。

(2) 安否情報の回答

- ① 当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

【様式第5号】

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日	
殿	
総務大臣 (県知事) (市町長)	
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。	
避難住民に該当するか否かの別	
武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民に該当するか否かの別	
被 照 会 者	氏 名
	フ リ ガ ナ
	出 生 の 年 月 日
	男 女 の 別
	住 所
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)
	日本 その他()
	その他個人を識別 するための情報
	現 在 の 居 所
	負傷又は疾病の状況
連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

4 日本赤十字社に対する協力

県は、日本赤十字社広島県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3（2）（3）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

5 市町による安否情報の収集及び提供の基準

（1）市町による安否情報の収集

市町による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、市町は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

（2）市町による安否情報の報告及び照会に対する回答

市町による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県に準じて行うものとする。